

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	湖西市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/9530.htm

執行機関名 湖西市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	91	
番号法別表第2の項	113	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の7の項 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	湖西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成28年湖西市告示第189号)第1条
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、幼稚園教育の普及に資するため、家庭の所得の状況に応じて幼稚園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、市立幼稚園と私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、私立幼稚園の設置者に対して私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則(昭和51年湖西市規則第18号)及びこの要綱の定めるところによる。
独自利用事務の関連規範		湖西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成28年湖西市告示第189号)